

生体認証付き個人識別番号制度（アーダール：Aadhaar）の番号取得に係る情報について  
（重要なお知らせ、その3）

2018年3月30日  
在インド日本国大使館

1 インド政府が現在進めている、インド国内居住者（resident）に対する生体認証付き個人識別番号（アーダール：Aadhaar）と銀行口座の関連付け（linkage）義務化に関し、インド財務省は昨年12月に公表した通達によって、アーダール番号の銀行への提出期限を3月31日まで延長していました。

しかし13日、インド最高裁は暫定的差止命令（interim order）を発表し、アーダール番号の銀行への提出期限を、アーダール番号に関する違憲審査が終了するまで延長することとしました。

2 しかしながら、現時点では、インド政府において、各種サービスとアーダール番号の関連付けを義務化する方針自体が撤回されたわけではなく、またインド最高裁による違憲審査の行方も不透明な状況です。

当館としては、手続きがお済みでない方において、アーダール番号の申請手続きを速やかに行うことを、引き続きお勧めいたします。（登録方法については、インド固有識別番号庁（UIDAI）のホームページをご参照下さい）。

今後もインド政府より新たな通知が発出される可能性があります。

最新の状況は下記ウェブサイトにてご覧頂くことができます（アクセスが集中しており表示に時間が掛かる場合があります）。

（ご参考）

○インド財務省：<http://www.finmin.nic.in/>

○インド準備銀行（RBI）：<https://www.rbi.org.in/home.aspx>

○インド固有識別番号庁（UIDAI）：<https://uidai.gov.in/>

（13日インド最高裁暫定的差止命令）

[http://supremecourtofindia.nic.in/supremecourt/2012/35071/35071\\_2012\\_Order\\_13-Mar-2018.pdf](http://supremecourtofindia.nic.in/supremecourt/2012/35071/35071_2012_Order_13-Mar-2018.pdf)

(お問い合わせ先)

○在インド日本国大使館

50-G Shantipath, Chanakyapuri, New-Delhi

電話 : +91-11-4610-4610

(了)